

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
事前教示に関する照会書（C-1000）	事前教示に関する照会書（C-1000）
<p>　　関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</p> <p>　　（省略）</p> <p>「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>　　なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>　　（省略）</p>	<p>　　関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、<u>押印又は署名</u>したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</p> <p>　　（同左）</p> <p>「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印又は署名</u>する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印又は署名</u>する。</p> <p>　　なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>　　（同左）</p>
事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）	事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）
<p>　　原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席原産地調査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</p> <p>　　（省略）</p> <p>「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、<u>氏名又は名称</u>を記載する。</p> <p>　　なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>　　（省略）</p>	<p>　　原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、<u>押印又は署名</u>したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席原産地調査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</p> <p>　　（同左）</p> <p>「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印又は署名</u>する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、<u>氏名又は名称</u>を記載し、<u>押印又は署名</u>する。</p> <p>　　なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>　　（同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C-1000-6）	事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C-1000-6）
(省略)	(同左)
2 「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。また、「輸入者符号」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。	2 「照会者の住所、氏名・印（署名）」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。また、「輸入者符号」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。
3 「代理人の住所、氏名」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載する。	3 「代理人の住所、氏名・印（署名）」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。
(省略)	(同左)
インターネットによる事前教示に関する照会書（C-1000-13）	インターネットによる事前教示に関する照会書（C-1000-13）
インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に電子メールにより送信する。	インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に電子メールにより送信する。
なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。	なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。
(省略)	(同左)
「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。	「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。
なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。	なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。
(省略)	(同左)
インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）	インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）
インターネットによる原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席原産地調査官等に電子メールにより送信	インターネットによる原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席原産地調査官等に電子

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>(省略)</p> <p>「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>メールにより送信する。</p> <p>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印又は署名</u>する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印又は署名</u>する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>(同左)</p>
<p>インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用） (C-1000-19)</p> <p>1 インターネットによる関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙 1 及び別紙 2 を含む。）に必要事項を記載したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定税関の首席関税評価官等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>2 「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。また、「<u>輸入者符号</u>」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 に規定する符号を記載する。</p> <p>3 「代理人の住所、氏名」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用） (C-1000-19)</p> <p>1 インターネットによる関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙 1 及び別紙 2 を含む。）に必要事項を記載し、<u>押印又は署名</u>したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定税関の首席関税評価官等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>2 「照会者の住所、氏名・印（署名）」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印又は署名</u>する。また、「<u>輸入者符号</u>」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 に規定する符号を記載する。</p> <p>3 「代理人の住所、氏名・印（署名）」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印又は署名</u>する。</p> <p>(同左)</p>
<p>事前教示に関する照会書（減免税照会用） (C-1000-22)</p> <p>減免税に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定地を管轄する税関の本関の減</p>	<p>事前教示に関する照会書（減免税照会用） (C-1000-22)</p> <p>減免税に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、<u>押印又は署名</u>したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定地を管轄す</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に1部提出する。 なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。</p> <p>（省略）</p> <p>「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、<u>氏名</u>又は名称を記載する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p>る税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に1部提出する。 なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。</p> <p>（同左）</p> <p>「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印</u>又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、<u>氏名</u>又は名称を記載し、<u>押印</u>又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>（同左）</p>
<p>インターネットによる事前事前教示に関する照会書（減免税照会用） (C-1000-25)</p> <p>インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が所属する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。また、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>（省略）</p> <p>「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、<u>氏名</u>又は名称を記載する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p>インターネットによる事前事前教示に関する照会書（減免税照会用） (C-1000-25)</p> <p>インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、<u>押印</u>又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が所属する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。また、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>（同左）</p> <p>「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、<u>押印</u>又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、<u>氏名</u>又は名称を記載し、<u>押印</u>又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>（同左）</p>
<p>事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・回答書 (C-1001)</p>	<p>事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・回答書 (C-1001)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書に関する記載要領) (省略)</p> <p>「申出者の住所、氏名」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書に関する記載要領) (同左)</p> <p>「申出者の住所・氏名・印」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>(同左)</p>
<p>事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書・回答書（C-1001-1）</p> <p>(事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書に関する記載要領) (省略)</p> <p>2 「申出者の住所、氏名」欄には、文書回答に対し、意見の申出をしようとする照会者の住所、氏名又は名称を記載する。申出者が照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の場合には、「申出者の住所、氏名」に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書・回答書（C-1001-1）</p> <p>(事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書に関する記載要領) (同左)</p> <p>2 「申出者の住所、氏名・印」欄には、文書回答に対し、意見の申出をしようとする照会者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。申出者が照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の場合には、「申出者の住所、氏名・印」に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>(同左)</p>
<p>事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書・回答書（C-1001-2）</p> <p>(事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書に関する記載要領) (省略)</p> <p>「申出者の住所、氏名」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書・回答書（C-1001-2）</p> <p>(事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書に関する記載要領) (同左)</p> <p>「申出者の住所、氏名・印」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>(同左)</p>
<p>事前教示に係る補足説明書（C-1002）</p> <p>(省略)</p> <p>下欄には、補足説明事項の記載年月日及び事前教示に関する照会書に記載された照会者又は代理人の氏名若しくは名称を記載するとともに、事後の連</p>	<p>事前教示に係る補足説明書（C-1002）</p> <p>(同左)</p> <p>下欄には、補足説明事項の記載年月日及び事前教示に関する照会書に記載された照会者又は代理人の氏名若しくは名称を記載した上、押印又は署名</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
絡を容易にするため担当者名を併記する。	るとともに、事後の連絡を容易にするため担当者名を併記する。		
外国貨物運送申告書（目録兼用） （C-4000）	外国貨物運送申告書（目録兼用） （C-4000）		
(省略) 「 申告者住所氏名 」欄には、申告者の住所及び氏名又は名称を記載する。ただし、通関業者等が荷主、運送人等の委任を受けて申告手続の代理をする場合には、荷主、運送人等の住所及び氏名又は名称を記載したうえで手続の委任を受けた通関業者等の住所及び氏名又は名称を記載する。	(同左) 「 申告者住所氏名印 」欄には、申告者の住所及び氏名又は名称を記載し、押印する。ただし、通関業者等が荷主、運送人等の委任を受けて申告手続の代理をする場合には、荷主、運送人等の住所及び氏名又は名称を記載したうえで手続の委任を受けた通関業者等の住所及び氏名又は名称を記載し、押印する。		
包括保税運送申告書 （C-4010）	包括保税運送申告書 （C-4010）		
「 申告者の住所、氏名又は名称 」の項には、通関業者が貨主、運送人等の委任を受けて申請手続の代理を行う場合には、この項に貨主、運送人等の住所及び氏名を記載し、下欄に手続の委任を受けた通関業者の住所及び氏名を記載する。	「 申告者の住所、氏名又は名称印 」の項には、通関業者が貨主、運送人等の委任を受けて申請手続の代理を行う場合には、この項に貨主、運送人等の住所及び氏名を記載し、下欄に手続の委任を受けた通関業者の住所及び氏名を記載し、押印する。		
輸入貨物の評価（個別・包括）申告書I （C-5300）	輸入貨物の評価（個別・包括）申告書I （C-5300）		
輸入貨物の評価（個別・包括）申告書II （C-5310）	輸入貨物の評価（個別・包括）申告書II （C-5310）		
<限定輸入申告者等の納税申告に係る評価申告>			
定率法施行令等の規定により貨物の輸入申告者が限定されている場合又は貨物が輸入の許可前に保税地域等で転売された場合には、限定申告者又は貨物の転得者（以下「限定申告者等」という。）がそれぞれ輸入申告を行うことになるが、これらの場合における評価申告書の取扱いは、次による。			
(1) 「 輸入者住所氏名 」欄及び「 代理人住所氏名 」欄の記載は、当該評価申告書が包括申告書である場合には、次の表のイ又はロ、個別申告書である場合にはイ又はハの方式による。			
輸入者欄	イ 限定申告者等住所 氏名 荷受人 住所氏名	ロ 限定申告者等住所 氏名 荷受人 住所氏名	ハ 限定申告者等住所 氏名 荷受人 住所氏名
代理人欄			代理人 住所氏名 印
輸入者欄	イ 限定申告者等住所 氏名印 荷受人 住所氏名 (署名)	ロ 限定申告者等住所 氏名 荷受人 住所氏名印 (署名)	ハ 限定申告者等住所 氏名 荷受人 住所氏名 印
代理人欄			代理人 住所氏名 印

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
			(署名)
(注) 荷受人とは、仕入書に記載された荷受人で、限定申告者等でない者をいう。 (省略)	(注) 荷受人とは、仕入書に記載された荷受人で、限定申告者等でない者をいう。		
(4) 荷受人のみの記名に係る包括申告書提出済の貨物を限定申告者等が輸入しようとする場合には、当該申告者等が新たに取引に関与したことにより包括申告書の内容に実質的な変更がある場合を除き、当該包括申告書の受理番号を輸入（納税）申告書等に記載することにより、当該限定申告者等の申告に係る評価申告書の提出を省略して差し支えない。	(4) 荷受人のみの記名押印又は署名に係る包括申告書提出済の貨物を限定申告者等が輸入しようとする場合には、当該申告者等が新たに取引に関与したことにより包括申告書の内容に実質的な変更がある場合を除き、当該包括申告書の受理番号を輸入（納税）申告書等に記載することにより、当該限定申告者等の申告に係る評価申告書の提出を省略して差し支えない。		
任意放棄書 (C-5380)	任意放棄書 (C-5380)		
「放棄者」は、原則として成年者とするが、未成年であつても意思能力をもつものであればよい。 なお、放棄者が署名することができない場合には、第三者による代筆でもよいが、代筆した旨を「備考」欄に記入する。	「放棄者」は、原則として成年者とするが、未成年であつても意思能力をもつものであればよい。 <u>「放棄者の住所、氏名、生年月日及び国籍」</u> の項には、その物品を放棄しようとする者の住所、氏名、生年月日、国籍を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができる。 なお、放棄者が署名することができない場合には、第三者による代筆でもよいが、 <u>なつ印又は押印は本人が行うものとし、それぞれ代筆及びなつ印又は押印した旨を「備考」欄に記入する。</u>		
当事者分析成績採用申請書 (C-5570)	当事者分析成績採用申請書 (C-5570)		
<申請書上段> (省略)	<申請書上段> (同左)		
4 申請者の「住所」及び「氏名又は名称」には、当該申請者が法人の支社、支店、工場等である場合に、その所在地及び名称又は責任者の氏名を記載する。	4 申請者の「住所」及び「 <u>氏名（名称及び代表権者の氏名）</u> 」には、当該申請者が法人の支社、支店、工場等である場合に、その所在地並びに名称及び責任者の氏名を記載し、その職印を押印又は署名する。		
<申請書中段> (省略)	<申請書中段> (同左)		
(5)欄：(4)欄に掲げる分析項目の分析方法を記載するものとし、当該分析方法がJIS（日本産業規格）、日本薬局方又は関税中央分析所若しくは国税庁において定められているものであるときは、当該分析方法の名称（例えば、JIS K 2249-4「原油及び石油製品—密度の求め方—第1部：振動法」、関税中央分析所が定める税関分析法No.101「砂糖の糖度測定法」）のみを記載し、その他の分析方法であるときは、別紙に分析方法の名称、	(5)欄：(4)欄に掲げる分析項目の分析方法を記載するものとし、当該分析方法がJIS（日本工業規格）、日本薬局方又は関税中央分析所若しくは国税庁において定められているものであるときは、当該分析方法の名称（例えば、JIS K 2249-4「原油及び石油製品—密度の求め方—第1部：振動法」、関税中央分析所が定める税関分析法No.101「砂糖の糖度測定法」）のみを記載し、その他の分析方法であるときは、別紙に分析方法の名称、		

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>使用する試薬及び器具、試料の調製、分析操作その他当該分析方法に係る事項を JIS 又は関税中央分析所が定める税関分析法と同程度の詳細さをもって記載し、(5)欄は「別紙のとおり」と記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>(7)欄：申請に係る分析の責任者の職名（分析室長、試験課長等直接当該分析を実施する部署の長の職名をいう。）及び氏名を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>使用する試薬及び器具、試料の調製、分析操作その他当該分析方法に係る事項を JIS 又は関税中央分析所が定める税関分析法と同程度の詳細さをもって記載し、(5)欄は「別紙のとおり」と記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>(7)欄：申請に係る分析の責任者の職名（分析室長、試験課長等直接当該分析を実施する部署の長の職名をいう。）及び氏名を記載し、<u>当該責任者の印を押印</u>する。</p> <p>(同左)</p>
特例輸入者等承認・認定内容変更届 (C-9030)	特例輸入者等承認・認定内容変更届 (C-9030)
<p>＜記載事項＞</p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載する（「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 の規定に準じて届出者が保有する符号を記載する）。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいずれか、法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>＜記載事項＞</p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する（「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 の規定に準じて届出者が保有する符号を記載する）。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいずれか、法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>(同左)</p>
<p>とん税及び特別とん税法関係</p> <p>とん税及び特別とん税納付申告書 (S-1015)</p> <p>(省略)</p> <p>「申告者」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合には、その職務代行者）が記載するが、税関長の承認を受けて定めた特別納税義務者があるときは、その者が申告者となり、その者の住所氏名又は名称を記載する。</p> <p>なお、とん税及び特別とん税の納付を令第 2 条第 2 項ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により行う場合</p>	<p>とん税及び特別とん税法関係</p> <p>とん税及び特別とん税納付申告書 (S-1015)</p> <p>(同左)</p> <p>「申告者」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合には、その職務代行者）が記載し押印するが、税関長の承認を受けて定めた特別納税義務者があるときは、その者が申告者となり、その者の住所氏名又は名称を記載し押印する。</p> <p>なお、とん税及び特別とん税の納付を令第 2 条第 2 項ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により行う場合</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>には、申告書の上部余白に当該方法によりとん税及び特別とん税を納付したい旨（例えば、「MPN 利用」）を明瞭に記載する。</p>	<p>には、申告書の上部余白に当該方法によりとん税及び特別とん税を納付したい旨（例えば、「MPN 利用」）を明瞭に記載する。</p>
<p>非課税理由の証明（S-1030）</p>	<p>非課税理由の証明（S-1030）</p>
<p>「船長又はその代理人」の項は、船長又は船長に代わってその職務を代行する者（一等航海士等）の氏名を記載する。 (省略)</p>	<p>「船長又はその代理人」の項は、船長又は船長に代わってその職務を代行する者（一等航海士等）の氏名を記載し、その者が押印又は署名のいずれかを選択することができる。 (同左)</p>
<p>とん税納付前出港承認申請書（S-1040）</p>	<p>とん税納付前出港承認申請書（S-1040）</p>
<p>「申請者」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合にはその職務代行者）が記載するが、運航者が特別納税義務者であるときは、その者が申請者として記載する。 (省略)</p>	<p>「申請者」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合にはその職務代行者）が記載し、押印するが、運航者が特別納税義務者であるときは、その者が申請者として記載、押印する。 (同左)</p>